

保育所・認定こども園の指導監査について

令和6年4月
監査指導課監査指導第四係

1 前年度の監査実施状況（速報値）

（1）保育所

実施数 167 施設（実地 93・書面 74）、指摘数 95 件（文書 3・口頭 92）

（2）認定こども園

実施数 121 施設（実地 72・書面 49）、指摘数 89 件（文書 12・口頭 77）

（3）主な指摘事項（共通）

- ①ヒヤリハット報告が重大事故防止に活用されていない（収集・分析・共有がされていない）
- ②消火訓練を毎月実施していない（避難訓練のみ実施）
- ③乳児室（0歳児）やほふく室（1歳児室）の面積基準を満たしていない（人数超過）
- ④食物アレルギー児の最新かつ正確な情報が共有されていない（誤食防止の取組不十分）
- ⑤定期健康診断を欠席した子どもや途中入園児について、速やかに園が責任を持って対応していない。

（子どもの健康診断を年2回以上、途中入園児は入園後概ね3か月以内に実施していない）

※詳しい内容につきましては今年5月に県HP（ホームページ）掲載予定の「令和5年度指導監査等の実施結果」をご覧ください。

2 今年度の監査の重点項目

（1）虐待防止対策

- ア 定期的な職員研修の実施
- イ 風通しの良い組織運営の確立
- ウ チーム体制による支援及び情報共有

（2）事故防止対策

- ア 人員基準及び面積基準の遵守
- イ 事故防止対策の実践と定着及びヒヤリハット事例の活用
- ウ 食物アレルギー誤食事故や乳幼児突然死症候群の防止の体制整備

（3）非常災害対策及び防犯対策

- ア 各マニュアルやハザードマップの共通理解及び情報共有
- イ 実効性のある定期的な避難訓練等の実施
- ウ 非常時の迅速な連絡手段及び引渡方法の確立

（4）感染症対策

- ア 感染症対策マニュアルの共通理解及び情報共有
- イ 食中毒予防の体制整備
- ウ 共有設備等の衛生管理

3 監査計画

（1）保育所

- ア 実地監査と書面監査を併用します。
- イ 実地監査は、公立は5月～6月、私立は7月～9月に行います。
- ウ 書面監査は、概ね6月以降順次行います。

（2）認定こども園

- ア 実地監査と書面監査を併用します。
- イ 実地監査は、11月～2月に行います（新規・移行施設は3月）。
- ウ 書面監査は、概ね12月以降順次行います。

参考 認可外保育施設は、10月～11月に行います。

4 監査提出資料

(1) 実地監査

- ア 今年度の様式は県HPに順次掲載します（最新のものをご使用ください）。
- イ 電子メール（ファイル）での提出になります。
- ウ 監査実施日の10日前までにご提出ください。

(2) 書面監査

- ア 実地監査と同じ提出資料に加えて「監査調書（書面監査）」をご提出ください（様式は県HPに掲載します）。
- イ 電子メール（ファイル）での提出になります。
- ウ ご提出いただいた資料について後日電話で内容を確認する場合があります。

5 監査当日（実地監査の場合）

(1) 原則施設内見学を実施します。

(2) 監査当日にご準備いただく書類は実施通知でお知らせします。

(※)前回の監査で文書又は口頭指摘があった場合は、その後の改善状況を確認できる関係書類のご準備もお願いします。

6 監査結果通知

(1) 実地監査

- ア 監査実施後、概ね1か月以内に通知します。
- イ 結果通知はメールで送信します（郵送希望の場合はお申し出ください）。
- ウ 文書指摘があった場合は、期日までに改善結果報告書を提出していただきます。

(2) 書面監査

- ア 内容の確認が終了次第、順次通知します（時期未定）。
- イ 結果通知はメールで送信します（郵送希望の場合はお申し出ください）。
- ウ 文書指摘があった場合は、期日までに改善結果報告書を提出していただきます。

監査への御理解・御協力をお願いします。

問い合わせ先：監査指導第四係 027-898-2726（直通）